戸塚区社協発第880号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和3年1　月14日

戸塚区福祉保健活動拠点利用団体各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 社会福祉法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市戸塚区社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局長　安部　力

戸塚区福祉保健活動拠点

緊急事態宣言下における利用制限について（ご連絡）

　時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　このたび神奈川県を始めとする1都3県に対し緊急事態宣言がされたことをうけ、横浜市より戸塚区福祉保健活動拠点貸館利用の制限を指示されましたので、お知らせいたします。

また、福祉保健活動拠点の利用のお願いがございますので、ご確認ください。

～利用制限制限される内容～

１．利用変更予定日 ： 令和３年１月１２日（火）から

２．利用人数の制限 ：　定員の５０％程度の利用となります。

団体交流室１：１３名、団体交流室２：９名、

多目的研修室：３０名、対面朗読室編集室：３名、

録音室：１名、点字製作室：２名

**※マスクの着用は必須です。**

３．利用時間の制限：夜間の利用は２０時までとなります。

　　　　　　　　　　　（消毒の時間を含め、１９時４５分退館となります。）

３．利用不可の活動・事業　：　利用者同士の間隔（目安１ｍ）の確保が条件で利用可。

～引き続きの制限～

１．夜間の利用は1週間前までの申し込み団体のみとし、夜間の予約が入ってない日については１７時閉館。（例：水曜利用の場合、前の週の水曜まで）

２．物品の貸出禁止

３．コピー、印刷機の予約制（１名のみ）

～福祉保健活動拠点利用のお願い～

・貸館利用の時間は、厳守してください。午前枠は9時から、午後枠は１３時から、夜間利用は１７時からの利用です。たとえ部屋が空いていても、事前準備等のために早めの利用は出来ません。早めに来館されるとフロアで待機となり密状態となりますので、時間通りに来館してください。

・コピー、印刷機やロッカー、メールBOXのみの利用でも、拠点利用名簿の記入をお願いします。

３．利用不可の活動・事業　：　利用者同士の間隔（目安１ｍ）の確保が条件で利用可。

事務担当：荒井

TEL：045-866-8434 FAX：045-862-5890

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メール：info@totsukashakyo.com